

都城島津伝承館春季収蔵史料展

武がしめすもの

— 都城島津家史料にみる「武」 —



会期 令和3年3月14日(土)～令和3年6月27日(日)

後期展示 令和3年5月15日(土)～令和3年6月27日(日)

凡 例

- 1 この書は、令和3年度都城島津伝承館春季収蔵史料展「武がしめすもの 一都城島津家史料にみる「武」一」（令和3年3月14日～令和3年6月27日）展示パンフレットである。
- 2 本書にて用いた法量は cm である。
- 3 複製品の解説は、原史料に準拠している。
- 4 本展の企画・設営は、当館学芸員および職員である山下真一・羽田野信拓・米澤英昭・有満さゆり・田中滉太郎・松田佳奈で行った。
- 5 史料の解説・編集は、主に米澤が担当した。

A 総論展示

都城島津家史料は、鹿児島藩最大の私領の領主であった都城島津家に伝来したもので、鎌倉時代後期から近代にいたる史料が伝存しています。

都城島津家は、15世紀中ごろの南北朝時代から明治2年(1869)の版籍奉還まで、現在の宮崎県都城市を中心とする地域を領主として治め、現在でも続いている家です。

島津家の分家として誕生した都城島津家は、戦国時代である16世紀中頃には都城盆地のほぼ全域の支配権を獲得し、本家とは対等の立場で都城を治めました。江戸時代には鹿児島藩の中で最大の石高をもつ私領の領主として、そして明治期から昭和戦前期には男爵家として都城市の象徴的な家として存在してきたのです。

その都城島津家に伝来する史料群も南北朝時代からほとんど散逸することなく現在に伝えられ、南九州の歴史研究において欠くことのできない大変貴重なものとなっています。

また、都城島津邸では、都城島津家家臣筋の家系に伝来する史料を子孫の方々より寄贈・寄託を受けています。これらの史料は、都城島津家と周辺諸氏との関わりを明らかにし、領内の政治機構や文化的活動の様相を知るための重要な要素となります。

1 ^{かっぱのてあし}河童之手足 1組 タテ4.0 ヨコ8.2 タテ4.0 ヨコ14.5 江戸

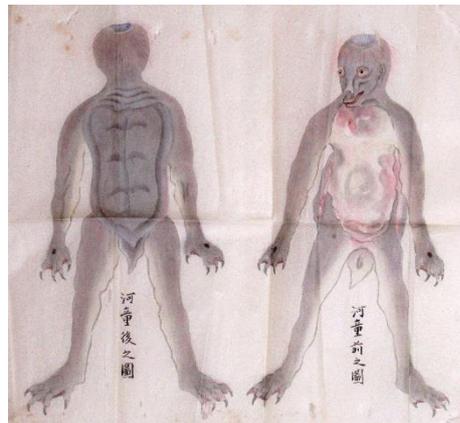
この「河童之手足」は、長さ8cmほどの手と15cmほどの足1組で、河童之図と由来書が共に遺されています。由来書によれば、同家に伝わった経緯は次のとおりです。

文政年中(1818~1830)、都城に在勤していた鹿児島島の侍が、ある日近くの川へ鳥猟に行き、そこで川の反対側に1体の河童を見つけました。彼は、すぐさま銃で河童を撃ったところ、たちまち発熱し、言葉を話せなくなりました。それを、通りかかった都城の侍が助けようと、修験者へ依頼して祈禱を行ったところ、鹿児島島の侍はすぐに元気になりました。感謝した鹿児島島の侍は、この河童の手足を切って都城の侍へ与えました。都城の侍は、手足1組を都城島津家へ献上したのだそうです。



2 ^{かっぱまえのず}河童前之図・^{あとのず}後之図 1枚 タテ27.4 ヨコ39.8 江戸

「河童之手足」に添えられていた絵図です。この図に描かれた河童は、頭に皿があり、体は亀のようで、手足に水かきがあります。現代の私たちがイメージする河童とほぼ同じかっこうで描かれており、江戸時代の人たちが想像していた河童と、現代の河童が変わらないところが興味深いです。また河童が、色彩鮮やかに、しかも詳しく描かれており、絵師の河童に対する



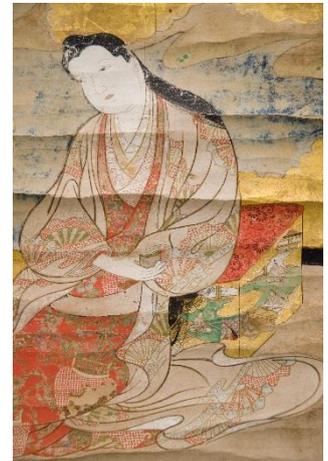
理解度と作画技術の高さをうかがわせてくれます。

手足とともに、この図は、江戸時代の南九州に生きた人々のくらしの中に河童伝説が息づいており、その伝説が200年たった今の私達にもそのまま受け継がれていることを示している貴重な歴史資料です。

3 浄性院像 (レプリカ) 1幅 本紙タテ 91.4 ヨコ 48.8 江戸

藩主島津光久の娘であった浄性院つるちよ (鶴千代：1668～1733) は、実に兄で都城島津家17代当主であった忠長の養女となつて、東郷 (鹿児島県さつま町) の領主であった頼娃久明の夫人となりました。その後離別したため、晩年は都城で過ごしました。

江戸時代の前期に制作された女性像は非常に珍しいといわれています。まさに18世紀前後ごろを生きた人の肖像であり、金雲を大きくとった空間に、花や鳥のバランスのよい描き方は、当時の狩野派の様式を見事に示しています。また、やや下ぶくれで上品な面立ちの鶴千代が体をくの字に曲げた姿が艶やかなに表されています。そして、印象的な赤い着物、背景にあしらわれた屏風は、鶴千代をさらにきわだたせています。



4 祝吉御所旧跡碑模型 1基 高 45.0 昭和

都城市は「島津家発祥の地」といわれています。その由縁は、古来都城市郡元町一帯が「島津」と呼ばれていたためです。その後、ここを中心に「島津荘」という大きな荘園が生まれ、鎌倉時代にこの荘園の管理人として惟宗忠久が任命されました。忠久はやがてこの地の名を苗字として使用するようになり、以後、島津家と都城の永い歴史がはじまりました。

この「島津家発祥の地」には古くから石碑が建てられ顕彰されてきました。この模型は、昭和44(1969)年に建立された記念碑のもので、のち現在のものに取り替えられました。



5 島津久倫 石印 江戸

6 島津久統 石印 江戸

22代島津久倫、23代島津久統が実際に使用していた石製及び銅製の印鑑です。22代久倫の印には「適齋」と彫られており、久倫がこの名を使っていたことがわかります。また23代久統は、書をしたためるにあたり、「経国」の名を使用していたことがこの印からわかります。



7 短刀 無銘 (貞宗) 1口 刃長 40.0 南北朝

この短刀は、都城島津家各人の守り刀として残されていたものの1口ふりで、無銘ですが、高木貞宗の鑑定がなされており、昭和28年に本阿弥光遜ほんあみこうそんが記した鞘書が残っています。

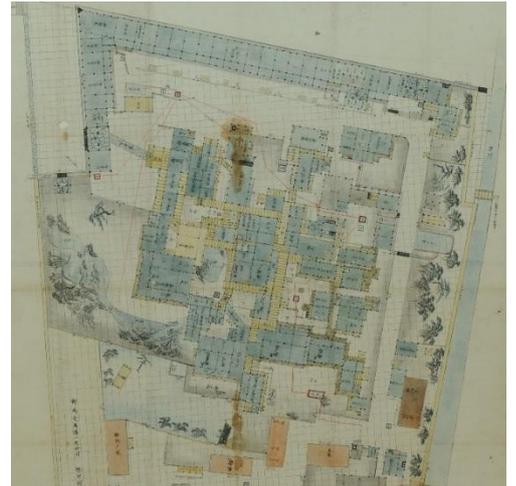
高木貞宗は、相州貞宗の門人で近江国 (滋賀県) に住んだとされていますが、相州貞宗の若かりし頃だという説もあります。いずれにしても、その出来ばえには定評がある刀鍛冶です。

この刀は平造で、刃文は大きめに湾^{のた}れていますが（ゆったりとした波の寄せるように、山と山の間隔を大きくとった刃文）。また、磨ぎ減^とりによって分か^べりづらくなっていますが、棟側には樋^{むねがわ}（溝）を通し、鍛えも見事^ひで、素晴らしい作品といえます。



8 都城島津家鹿兒島御屋敷図（パネル） 江戸

鹿兒島城下にあった都城島津家屋敷の平面図です。鹿兒島屋敷は、藩命で寛永年間にはすでに建てられていましたが、寛文元年（1661）になって、鶴丸城の南東に位置する滑川^{なめかわ}に築かれました。この図はその滑川の御屋敷を描いたものと思われます。鹿兒島御屋敷は東側が鹿兒島湾に面しており、船の出入りが可能でした。東西に長い敷地で、東側に家臣が滞在した長屋が、西側には領主屋敷がありました。領主屋敷は、時折藩主が来邸することもあり、能舞台や見事な庭園が築かれていたことがわかります。



B 通史展示

中世の都城と島津氏

源頼朝が全国を統一する頃になると、都城を中心に広がった島津荘^{げすしき}の下司職に惟宗忠久^{これむねただひさ}が任命されました。ここから、島津氏と都城の関係が始まります。

南北朝時代になると、島津氏の分家として北郷氏（のちの都城島津氏）が誕生しました。北郷氏は薩摩迫（都城市山田町）に入って以後、徐々に勢力を拡大していき、やがて都城を拠城に都城盆地の支配を確立していくのです。

9 古江村薩摩迫御殿旧跡之図 1 鋪 タテ 50.0 ヨコ 66.5 江戸後期

筑前国^{ちくぜんのかにかねのくま} 金隈^{たむね}（福岡市）の合戦で活躍した島津本家 4 代忠宗の 6 男資忠は、足利尊氏から「北郷の地」を与えられました。彼は北郷薩摩迫（都城市山田町）に屋敷を構え、以降、地名をとって「北郷」を名乗るようになりました。

この図は寛政10年（1798）「庄内地理志」編さんの過程で作成されたものです。



10 ^{かじやまじょうのずうつし} 梶山城之図写 1 鋪 タテ 36.0 ヨコ 46.4 江戸後期

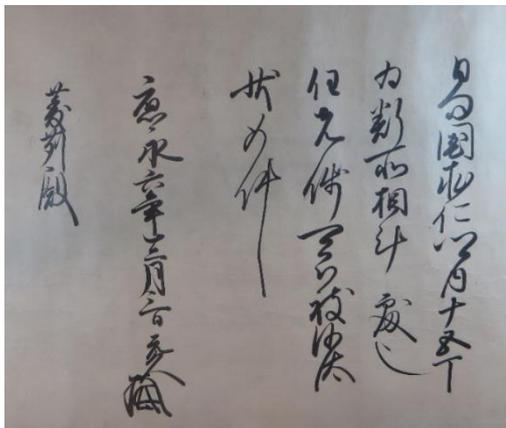
「庄内十二外城」の一つ。中世に^{かばやま}榊山氏が築いたといわれ、^{てんぶん}天文年間(1532~1554)頃に伊東氏、天文3年(1534)に^{ほんごう}北郷氏領となり、北郷氏が^{けどういん}祁答院(鹿児島県薩摩川内市及び薩摩郡さつま町)へ移った時は伊集院^{ただむね}忠棟領となりました。庄内の乱後、再び北郷氏のものとなりましたが、元和元年(1615)の一国一城令によって廃城となりました。



11 ^{しまづもとひさちぎょうあてがいじょううつし} 島津元久知行宛行状写 (菱刈文書) 1 通 南北朝(江戸前期)

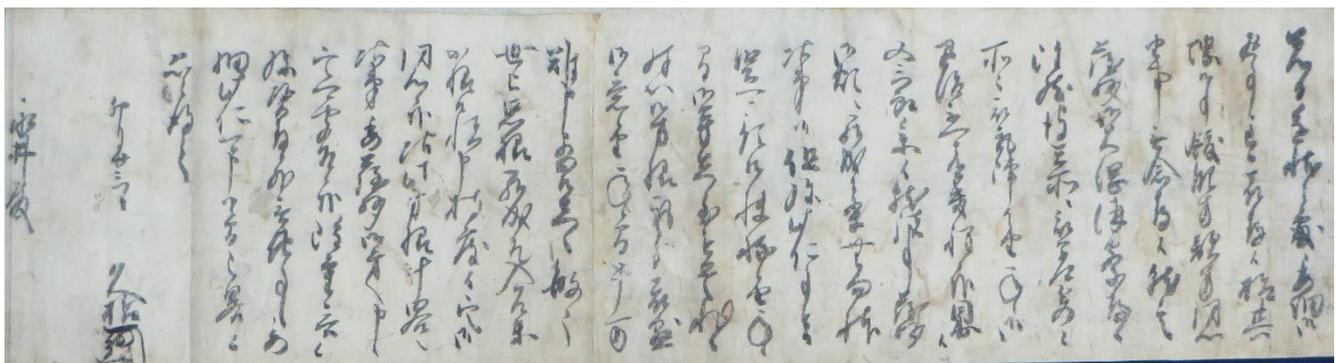
島津元久は島津本家当主でした。父氏久が^{しとく}至徳4年(1387)に死去したことに伴い家督を継ぎました。当時は南北朝の末期であり、元久は今川了俊に従い、北朝方として活動していました。しかし^{そうしゅうけ}応永7年(1400)から8年の頃に、従兄筋にあたる島津総州家と絶縁関係になり、薩摩国内は争乱状態となりました。元久は、伊集院氏等の支援を得てようやく争乱をしずめ、薩摩半島を掌握することができました。

この書状写はそのような時期に出されたもので、^{しとく}応永6年12月3日付けで菱刈氏へ宛てて元久が出したものです。菱刈氏は、当時数少ない元久方であり、薩摩国内の対抗勢力と争っていたようです。日向国救仁郷(鹿児島県曾於郡大崎町)内において所領を与えると記されており、元久はそうした菱刈氏へ温床を与えたと思われます。



日向国求仁郷内十五丁、
為料所相計処也、
任先例、可被致沙汰
状如件、
応永六年十二月三日 元久(花押)
菱刈殿

12 ^{しまづきゆうてつしよじょう} 島津久哲書状 (永井文書) 1 通 タテ 16.6 ヨコ 65.1 室町



島津久哲とは島津伊久これひさのことで、父は師久もろひさです。

島津本家5代貞久の3男師久が弟氏久と本家当主の座を争ったことから、島津家が師久の総州家と、氏久の奥州家に分立しました。しかし師久死去後、伊久は氏久とその子元久に従っていきます。よって島津氏は元久を当主として日向進出を果たしていきます。伊久は応永14年に死去しました。

この書状が出された応永4年頃、島津氏は日向国山東地域への本格的な進出を開始していました。伊久は永井氏に対して、敵方に同心しないよう、また、島津方へつくように説いています。

先日進状之處、委細御返事于今喜存候、抑其堺御事、飢肥方敵方同心由事無念存候、就其薩州御大綱併察存候、雖然、彼在所二被差寄候、所々被取陣候由承候、御退治不可有幾程候哉、日出候、又三郎参候、就諸事薩州御煩二罷成候条、無勿体次第候、但弥此仁事者堅可預御扶持候由承候間、御芳志之至無是非候、殊以御方様取分被懸御意候由承候間、千万難申盡候、先々好々世上思様罷成候て入見参、か様御悦申持度候、定御同心候哉、次此方様計略之次第、委薩州御方へ申候、定可聞召候哉、雖重言候、弥憑存候外無他事候、委細此仁可申候之間令略候、恐々謹言、

永井殿
卯月廿三日
久哲(花押)

13 天正15年禁制(大隅国)写(菱刈文書) 1通 安土桃山

九州全域をほぼ手中に収めようとしていた島津氏でしたが、豊臣軍の進攻に対抗しきれず、天正15年(1587)5月、ついに当主義久は泰平寺(鹿児島県薩摩川内市)において豊臣方に降伏しました。

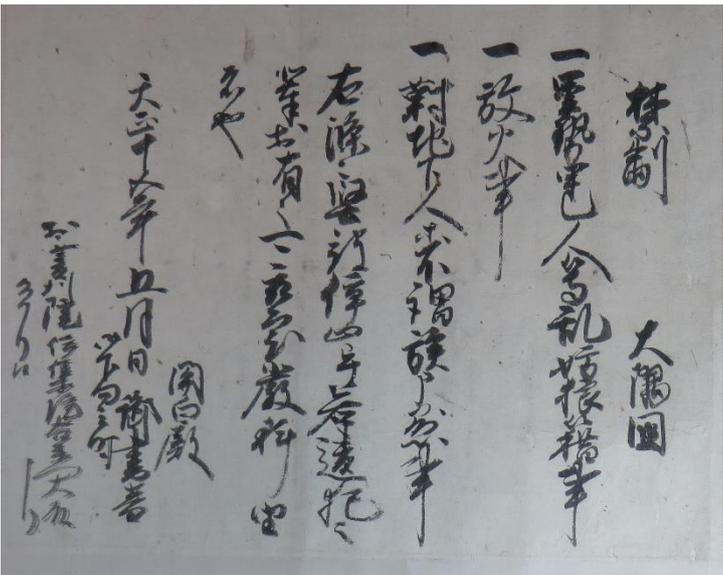
この書状は、天正15年5月に豊臣秀吉が大隅国へむけて発した禁制です。進攻してきた豊臣軍が乱暴狼藉、放火、言いがかりをつけない、の3ヶ条を遵守し、違反者は厳しく処罰することとしています。

またこの書状の発令について、菱刈院(鹿児島県伊佐市一帯)において伊集院忠棟が関与していることが記されており、豊臣政権と忠棟との関係をうかがわせます。

禁制 大隅国
一 軍勢甲乙人等、乱妨狼藉事、
一 放火事、
一 対地下人等、不謂族申懸事、
右條々堅被停止畢、若違犯之輩於有之、可被処嚴科由者也、

天正十五年五月日
御下向之時
於菱刈院伊集院右衛門大殿
参り候、
より

関白殿
御書音

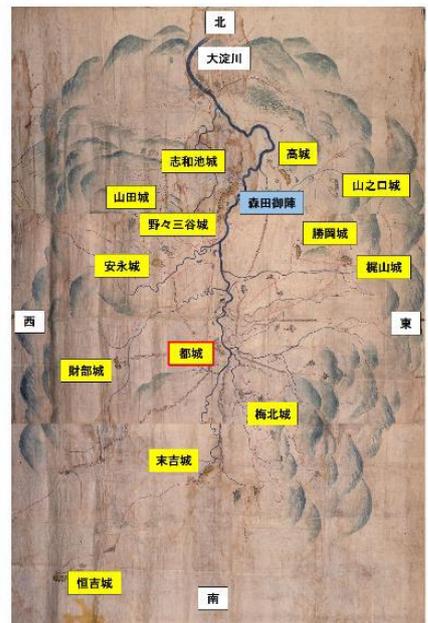


14 庄内之乱諸城図 (パネル)

庄内の乱は、慶長4年(1599)3月、京都伏見において島津忠恒(後の藩主家久:1576~1638)が家老伊集院忠棟を斬殺したことをきっかけに起こりました。

忠棟の子忠真は父斬殺の報せを受けると、治めていた庄内12の城に兵を入れ、抗戦体制に入りました。島津家は兵を出して鎮圧しようとしませんが、事態を重くみた徳川家康(1542~1616)が九州諸大名を動員したことで、島津家の御家騒動の枠を超えてしまいます。

本図には、各城の様子や戦いの状況が詳細に書き込まれています。



15 柵寝重長像 1幅 本紙タテ75.2 ヨコ37.7 安土桃山

柵寝重長は戦国~安土桃山期の武将です。重長が当主であった天文~元亀年間(1532~73)頃の柵寝氏は、大隅半島南部に位置する根占(肝属郡錦江町・南大隅町)を本拠とし、伊東・肝付・伊地知氏等とともに島津本家に対抗していました。しかし天正元年(1573)以降は島津氏協力し、肝付方と戦いました。島津本家はそれに報い、鹿屋院(鹿児島県鹿屋市)を与えています。天正8年(1580)に死去しました。

この像は剃髪、衣裳、手に数珠を持つその様子から、法体姿を描いたものとみられます。太めの眉に髭をたくわえ、やや切れ長の目が、生前の重長を十分に想像させてくれます。この図は近世初期に描かれたものと思われ、貴重な武将像です。



近世の都城と島津氏

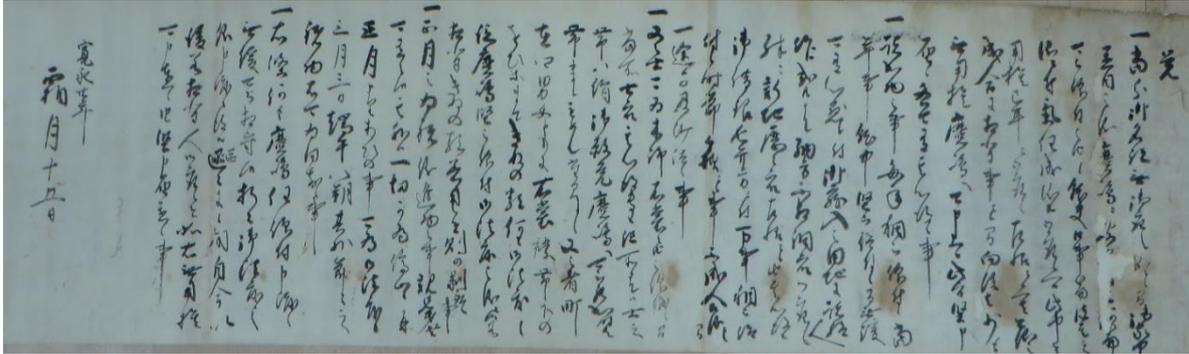
江戸時代の都城は、島津本家が治める鹿児島藩に属していました。この時代は、戦国の世がおさまって300年近くも平和が続く「泰平の世」といわれた時代で、武士が中心となって世の中を治めていました。

豊臣秀吉から柵答院へ移されていた北郷氏は、島津氏と主従関係を結び、庄内の乱における活躍によって都城への復帰を果たしたのです。その後、北郷氏は明治維新まで鹿児島藩の「私領」都城の領主として存続しました。

しまづみつひさおおせいでおかきつけうつし
16 島津光久仰出御書付写 1通 タテ35.4 ヨコ137.1 江戸中期カ

寛永20年(1643)11月15日付けで鹿児島藩2代藩主島津光久が都城島津家へ達した書付です。

都城島津家当主不在の間における都城領内の仕置^{しおき}については、鹿児島と協議しつつ行うこと、収入支出関連については毎年厳しく吟味しているが、今年はとりわけ堅く命じているので、^{ゆる}緩み無く実施すること、藩士の衣裳は木綿以下、帯は絹以下(鹿児島出仕時は帯も木綿)にすること、正月の祝儀進物は、親兄弟以外には行わないこと、などが記されています。



寛永廿年
 霜月十五日

覚

- 一 当分御名跡無御座候儀二候間、御家中置目之儀、覺嶋二為[■]、何篇可被仰付之由候、就夫口事篇彼是之儀二付気任成儀共御座候へハ、此中者用捨已耳二御座候、左様二候へ者、公儀之成合に相背事二候間、向後者少も無用捨覺嶋へ可申上候、此旨堅申届候、各可有其心得候事
- 一 諸書物之事、毎年稠被仰付候、当年事、就中堅被仰付候間、無緩可有懸候付、御蔵入之田地に諸給人作式共に納方不相調衆御座候、殊二新地歴々衆左様二候由、其心得候、御借銀返弁方二付、万事稠被仰付候時節、ケ様二候事不成合儀二候間、一途可及沙汰候事
- 一 又之士可為木綿衣裳之由被仰渡候間、当所士衆其心得専候、但、所にてハ士之帯ハ絹御赦免、覺嶋へ可被罷出時者、帯までもめんたるへし、又之者町在郷男女ともに衣裳襟・帯下のをひ等まで、きぬの類何も御法度候、從覺嶋堅被仰付御法度之儀二候、若相背、きぬの類着用候者、則可剥取候事
- 一 正月之為祝儀進物之事、親兄弟二者可有之候、其外ハ一切可為停止候、并正月よりおひの事可為御法度候、三月三日・端午・八朔其外節々之祝物者可為同前候事
- 一 右條何も覺嶋任仰付申渡候、無緩可被相守候、折々御法度之儀申渡候得共、区々に候間、自今以後若相背人御座候者、如右無用捨可申達候由、堅申届置候事

寛永廿年
 霜月十五日

とくがわにじゅうしやうず
17 徳川二十将図 1幅 本紙タテ127.5 ヨコ53.5 江戸

主君と家臣団を描いた武家の群像は17世紀後半頃に成立したとされています。徳川家臣団の群像画は、武田二十四将図と同じく有名で、描画が異なる複数の形態があります。描かれている武将のほとんどは三河時代からの譜代家臣であり、領土拡張期に家康とともに戦場を駆け巡った武功派の武将たちです。

世が治まり、吏僚派の家臣が台頭するなかで、創業期の苦しみや活躍を後世に伝えるために選ばれ、描かれたと考えられています。



しまづちくごひさもちしよじょう
18 島津筑後久茂書状 1通 タテ37.6 ヨコ52.3 江戸中期

都城島津家 20 代当主久茂が、正月 2 日付けで島津本家重臣へ出した書状です。

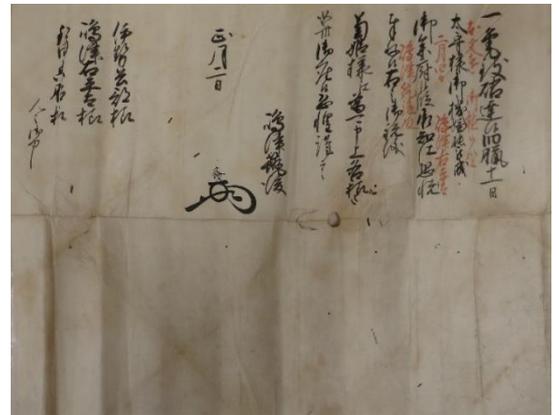
先月 11 日に藩主（23 代島津宗信^{むねのぶ}か）が無事に参府のため出立したことを受けて、久茂はお祝い申し上げ、また久茂は菊姫へもお祝いを述べることを記しています。菊姫は継豊^{つぐとよ}の 4 女であり、生母は徳川綱吉の養女・竹姫で、のちに福岡藩主黒田重政夫人となる女性です。

島津本家と都城島津家とはこうした祝儀に関する書状を出せる関係であることをうかがわせています。

一筆致啓達候、旧臘十一日
 太守様御機嫌能、被成
 御参府候段承知仕、恐悦
 奉存候、右之御祝儀
 菊姫様江為可申上、各様々
 如此御座候、恐惶謹言
 嶋津筑後
 正月二日
 久茂（花押）

伊勢兵部様
 嶋津右平太様
 鎌田典膳様
 人々御中

〔行間朱字文〕
 本文達 御聴候、以上
 二月四日 嶋津右平太
 嶋津筑後殿



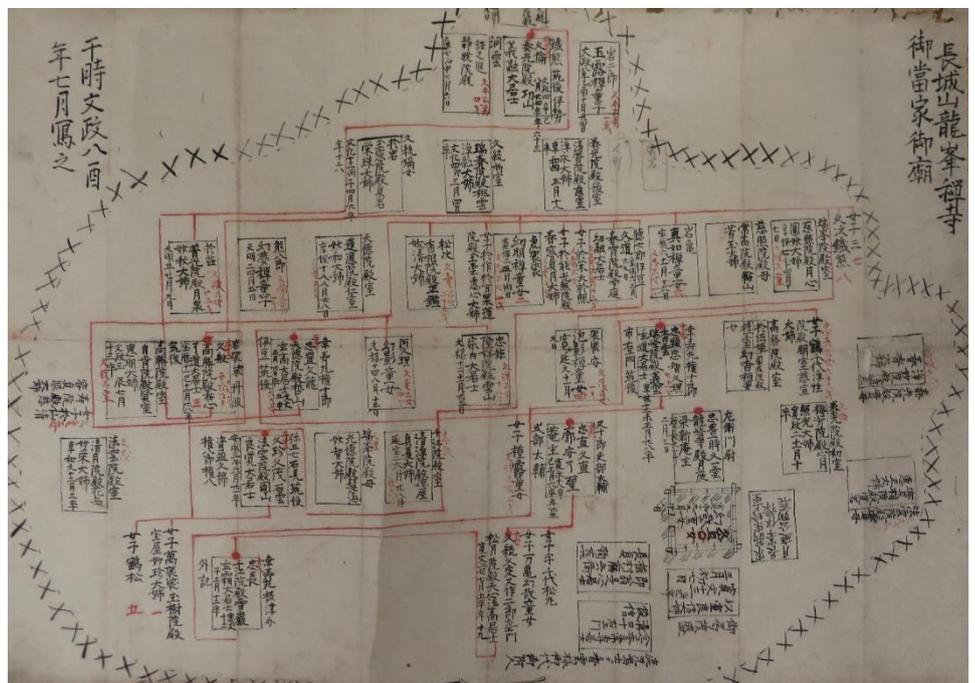
ちやうじやうさんりゆうほうぜんじごとうけごびやうず
19 長城山龍峯禅寺御当家御廟図 1鋪 タテ28.1 ヨコ40.0 江戸後期

文政 8 年（1825）に書写された、都城島津家歴代の墓石配置図です。

龍峰寺は都島町にあった曹洞宗の禅寺です。この寺は、都城島津家 8 代・北郷忠相^{ほんごうただすけ}によって創建され、以降都城島津家の菩提寺となり、一族の墓がつくられました。現在も都城島津家墓地として残されています。

本図には、10 代当主時久や、15 代当主久直をはじめとして、23 代久統^{ひさのり}までの墓石が描かれていますが、なかには天保年間（1830 - 43）の墓石も確認できることから、久統代以降を書き足したものとみられます。

また、各墓石には、法名や実名、逝去年月日を黒字で、血縁関係を赤字で記しています。現在では各墓石に説明柱がついていますが、江戸時代においては、墓の判別や血縁関係の把握が難しくなっていたことが推測され、そのためこうした絵図が作成されたのかもしれませんが。



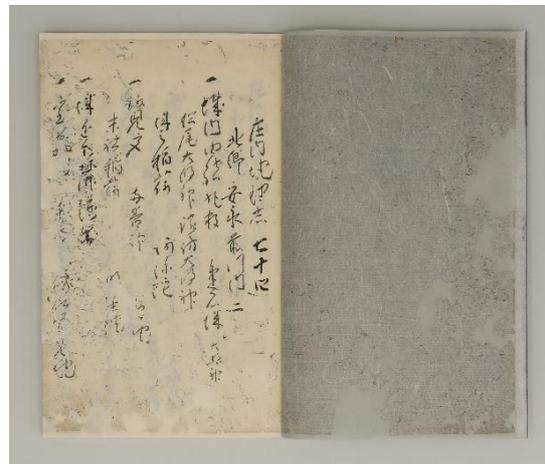
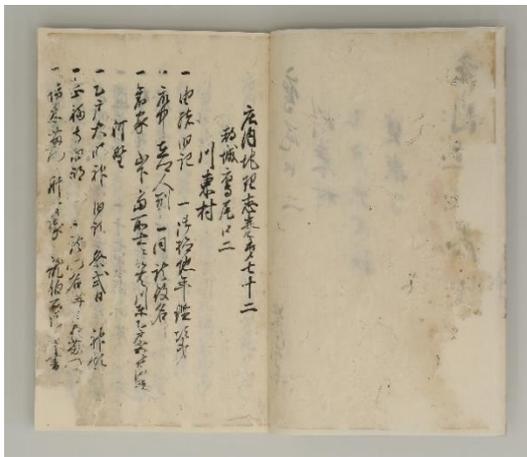
【庄内地理志】

近世の都城地域のことが記された地誌（地理・歴史書）です。寛政10年（1798）、22代島津久倫が「庄内旧伝編集方」という役所を設置し、都城の歴史・風土・地理・史跡や古文書・古記録の調査を、記録奉行北郷良之進に命じて編さんが開始されました。以後編さんは文政年間（1818～1830）まで継続され、112巻と拾遺の全113巻が完成したのです。現在、そのうちの10巻は欠本となっています。

当地域の歴史・風土・地理のみならず、石造物や棟札の記録や当時の絵図まで収載されており、江戸時代の都城を知るのに不可欠なものです。

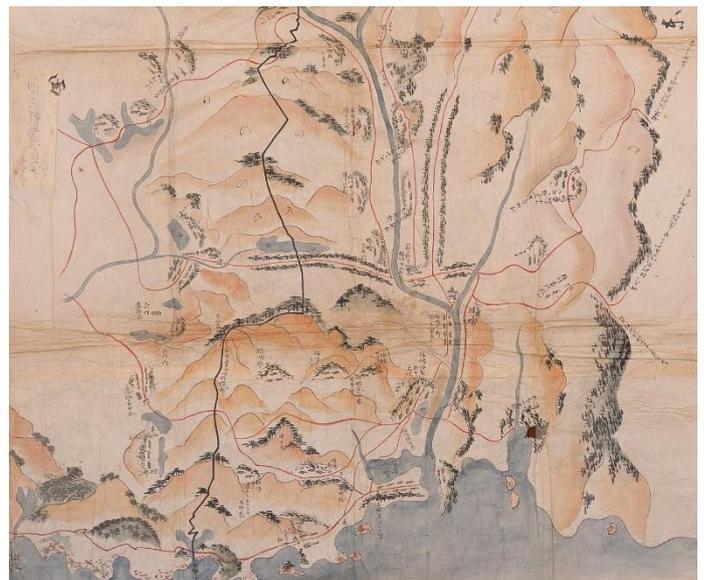
この貴重な史料が、虫損等によって大きく劣化していたことから、当館では、長く後世へ保存伝承するために、長期的な計画をもって、修復作業を行っています。

20	庄内地理志	巻七十二	2冊	タテ 25.3	ヨコ 17.0	江戸後期
21	庄内地理志	巻七十四	2冊	タテ 26.0	ヨコ 17.0	江戸後期



22 志布志他領画図 1 鋪 タテ 133.0 ヨコ 78.0 江戸後期

鹿兒島藩と飢肥藩及び高鍋藩福島領との境目について描いた絵図です。北は飢肥城から南は志布志郷夏井まで、地形及び山林等を丁寧に描き、黒線で境目を表しています。周辺の三藩の番所も明確に書かれており、藩境の明確化が、政治的にいかに重要なことであったかがうかがわれます。またとりわけ福島（串間市）の状況が詳細に書き込まれており、江戸期の福島沿岸を知るにあたっても貴重です。



C テーマ展示

「武」がしめすもの — 都城島津家史料でみる「武」 —

平安時代、朝廷を守護する役割をもって誕生し、世に現れた武士。武士は武力を高めて次第に政治力をも身につけ、幕府を開設し世の中を動かしていきます。そして江戸期、泰平の世に至ると、武士は身分制の頂点に立ち、戦闘者から官僚・吏僚へと転身して幕政、藩政や家政を動かしていきます。彼等の心を動かすのは「武士道」精神でした。

本展では、このような武士の考え方を、「武」をキーワードとしてみていきます。

古来より戦闘者であった武士の「武」を端的に示しているのは武具です。武具は時代性や戦闘形態の変化にもなあって進化し、形を変えてきました。とりわけ、泰平の世となった江戸期において、武具は、戦闘用具というよりは、武士の象徴として備えられるものであり、それがその家の格を示すものとなって伝世していました。

本展ではそうした観点から、鹿児島藩または都城島津家にちなんだ武具、そしてそれに関する史料を展示・紹介します。江戸時代の武士がどのような考えで武具を備えていたのか、鹿児島藩や都城島津家における武備えがどのようなものだったのか、考えていただけるきっかけになれば幸いです。

1 武士にとっての武具

① 武士の倫理（武を備えるその考え方）

【江戸時代前期の倫理観】

戦国から江戸初期まで生きた宮本武蔵は、その著『独行道』において、武士の有り様を次のとおり示しています。ここに謳われた武士像は、戦がある世に必要な姿でした。

- ◎世々の道をそくむ事なし
- ◎身にたのしみをたくまず
- ◎よろずに依怙の心なし
- ◎身をあさく思い世をふかく思う
- ◎一生の間欲心思わず
- ◎我事において後悔をせず
- ◎善悪に他をねたむ心なし
- ◎いずれの道にも別れを悲しまず
- ◎自他ともに恨みかこつ心なし
- ◎恋慕の道思いよる心なし
- ◎物毎にすきこのむ事なし
- ◎私宅においてのぞむ心なし
- ◎身一つに美食を好まず
- ◎末々代物なる古き道具を所持せず
- ◎我が身に至り物忌みする事なし
- ◎兵具は格別、余の道具たしなまず
- ◎道においては死をいとわず思う
- ◎老身に財宝所領もちゆる心なし
- ◎仏神は貴し、仏神をたのまず
- ◎身を捨てても名利は捨てず
- ◎常に兵法の道を離れず

【江戸中期における武士の乱れとその矯正】

江戸期の武士たちは、「士農工商」という身分制の頂点に位置する立場として、ふさわしい「あるべき姿」を模索し、文武に習熟した「政治を行う武士」へと転身していきます。ただ、すべての武士がうまく転身できたわけではありませんでした。武士たちにとって戦のない世とは、「生きにくい」世界でもあったのです。

島原の乱が終息して戦のない状況が続くと、武士たちの風儀は乱れていきます。

鹿児島藩内でも同様でしたが、そうした状況は、藩政上問題がありました。よって藩は風紀をただすための法令をたびたび発するといった、対策を講じていくのです。

そうしたなか、江戸中期、鹿児島藩の兵学者であった徳田邕興が、その著「泰平無用弁」において、武士自らが風儀をただし、その本懐を忘れないことの重要性を説いています。巻末には、武士たるものは「乱世国難に及びたる時戦陣に赴き、忠功を遂げる職なれば、乱世の風儀を忘れず、武士の本を忘れ」ないことが重要だと記しています。

江戸中期における武士たちの武に対する意識が薄らいでいた実態と、それを矯正すべく藩や学者たちが様々な訴えをしていた状況がみてとれます。

②武のたしなみの背景～都城島津家を事例に～

【20代島津久茂の達書にみる文武修練意識】

20代当主島津久茂は、宝暦8年（1758）7月23日付けで、役所を介して、次のような書状を出しました。

諸士の武芸は、年々筑後様（久般）が御覧になるとのこと、先ごろ石雲様（久茂）が仰せになつた趣旨については、謹しんで聞き、怠けることなく稽古をすること。日ごろ若い者はみだりに夜行し、街角にて無作法の行いをするとのこと、親たちが制止しひとときわ子供たちの生育に気をつけているところにこのような次第、不心掛けの至りとしか言いようがない。思慮無き若者であっても、このような行いをする者については沙汰に及び、親も同様の罪とするので、親類からも文武稽古の奨励と夜行禁止の旨しっかりと諭しておくように。

江戸中期の都城島津家において、文武修練が行われず、夜行などといった風俗の低下があったことがうかがえます。

【度重なる島津久茂による発令】

さらに島津久茂は、明和3年（1766）3月、役所を介して、改めて次のように書状を出しました。

御家中皆々文道・武芸の修練を行い、風俗をよき方向へ向かわすべくしっかりと嗜み、毎年八朔の仰出のとおり全て御法度の趣旨を堅く守ること。とりわけ衣食住については専ら儉約すべきこと。このこと末々までよく話しておくよう申し聞かせるべきこと。

風儀の乱れを正すために、学問・武芸に日々精進すべきこと、儉約に配心することが説かれています。江戸時代において、武を備えるその背景には、こうした風儀の乱れがあり、それを矯正

するため、武士のあるべき姿を、武士たち自身が、改めて考えはじめたことがきっかけだったのではないかと思われます。

23 ほんごうひさなおぞう 北郷久直像

1幅 本紙タテ 95.7 ヨコ 43.7 江戸

都城島津家 15代北郷久直（1615～41）は、鹿児島藩主島津家久の3男で、養子として当主となった人物です。

久直の像は彼の死後の制作と考えられており、生前の姿を必ずしも描いたとはいえません。しかし、当家唯一の甲冑姿としたところに、生前の久直の生き様が影響しているかもしれません。

寛永11年（1634）秋に家督を相続した久直は、まだ戦国の気風が強く、家臣から度々反発を受けながらも、様々な政策を行いました。特に注力したのは軍団編成でした。所領高に応じた騎馬数の確保等、万一の出陣に備えた軍団編成の確立を模索したようです。また、寛永14年（1637）の島原の乱では、病床にある父家久に代わり、自ら兵を率い出陣するよう、徳川幕閣から意見されています。

このように、久直は都城島津家、もしくは鹿児島藩における「武」の確立に絵影響を与えた人なのかもしれません。



24 ねりかわくろうるしぬりむらさきいとどしはとむねにまいどうぐそく 練革黒漆塗 紫系威鳩胸二枚胴具足

ひさもと
(24代島津久本所用)

1領 前胴高 35.0 江戸後期

都城島津家 24代当主 島津久本の所用と伝わる当世具足です。全体的に黒漆地で落ち着いた格のある風貌をみせています。

兜にはくりからりゅう まえだて俱梨伽羅龍の前立をつけ、胴部は少し胸を張らせたつくりになっていることから、はとむねどう鳩胸胴といわれています。都城島津家 24代当主 島津久本の所用と伝わる当世具足です。全体的に黒漆地で落ち着いた格のある風貌をみせています。



25 きんなしじまる じゅうじもんまきえ たちこしらえ 金梨地丸に十字紋蒔絵太刀拵 1口 総長 124.5 江戸中後期

拵は本来、刀身を外部から守るための外装ですが、次第に金色の漆を塗り、また華やかな文様をあしらうなど、調度品としての性格も帯びていきます。



構造は、さや つか つば鞘・柄・鐔の各部に分かれており、金細工や漆塗など、さまざまな分野の技術が使用されており、多くの職人によって製作されていたことが分かります。

この拵は、金梨色の漆を塗り、島津本家の家紋をまんべんなく散らし、柄は金欄仕上げで、金具にも丸に十字の家紋をあしらった、華やかな仕様となっています。

26 胴丸具足残欠 1式 安土桃山



てっぺんを低く、兜の前後を高く張り出した円鉢状を呈する阿古陀形^{あこたなり}の兜は、室町時代に大変流行したスタイルです。この名の由来は、その形が阿古陀瓜（形がカボチャに似た瓜）に似ていることから、この名が付いたと言われています。

この具足は北郷家 13 代当主翁久のものとされています。葵紋が入っていることから、徳川家から拝領したものかもしれません。現在では一部が残存しているだけですが、各部が焼けたようになっていることから、西南戦争等戦災を受け焼け残ったものと思われる。

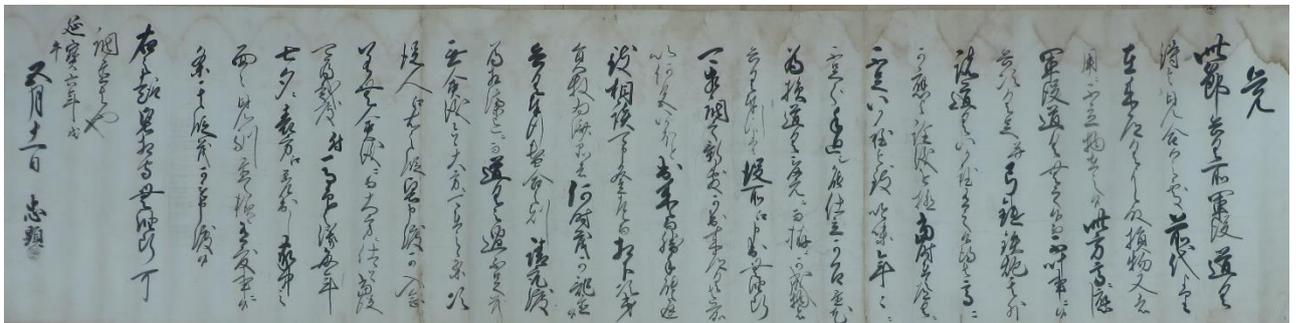
27 都城領主島津忠顕^{ひさみち}仰出御書付 1通 タテ 37.6 ヨコ 157.2 江戸前期

みやこのじょうりょうしゅしまつただあきおおせいでおかきつけ

延宝 6 年（1678）に 18 代島津久理（忠顕）が出した書状です。

久理は、検査したところ、損傷や不用の武具の存在が判明し、都城島津家の所領に応じた軍役に堪えうる武具の準備をする必要があると述べています。そして、修理可能なものは修理し、新調すべきものは、吟味をしたうえで製作して、しっかりと数量を確認しておくべきことも付加しています。

公儀の役目を果たすために軍備を怠らないことが、武士にとって重要であると久理は説いています。



此節兵具所軍役道具、
得与見合候処、前代より
在来道具二而候故、損物又者
用二不立物在之候、此方高二応し
軍役道具無之候而不叶事二候、
兵次具足并弓・鏑・鉄砲其外
諸道具、いか程有之候得者、高二
可応与詮儀を極、當時有之道具二
不足いか程与致吟味、年々二
不足分手廻シ能仕立可召置、尤
為損道具爰許二而拵二可成物者、
兵具奉行より役所江申出、無油断
可相調之、新敷可出来道具者、前
以何色いかほと出来候而勝手能候
通致相談可申登、左候而、相下次第
員数为濟品者、何時も可記置候、
兵具奉行替合之刻、請取渡
為相濟迄二而、道具過不足も
無僉儀候ハ、大方二可在之候条、
次役人江右之段堅申渡可念入、
若無僉儀二而大方二仕候ハ、当役
可為越度、付、馬印之儀、毎年
七夕二表方江差出し、家中之
面々見馴置候様二有度事二候
条、其段も可被申渡候、
右之趣堅相守、無油断可
調置者也
延宝六年戊
午
五月十一日 忠顕（印）

2 都城島津家の武

①都城島津家史料調査における武具の特徴

都城島津家史料は平成 14 年から同 18 年にかけて調査・整理が行われ、報告書が刊行されました。その調査で確認された武具は次のとおりです。

甲冑 (32) 具足 13 領、兜 1 頭、籠手 6 双、佩楯 4 口、臙当 2 双、その他 6 件
武具 (63) 銃砲 25 挺、馬具 20 組、刀装具 7 件、鏃 2 本、指揮具 6 件、その他 3 件

そして、武具に関する評価が次のように記されています。

- ・都城島津家の美術工芸品は、熊本藩家老で八代 3 万石の城主であった松井家の收藏品（松井文庫）に匹敵するレベルであり、大名道具といえるものである。
- ・上級家臣団の道具は、大名道具とは異なり、主に国許において冠婚葬祭や城中儀礼が行われ、夫人と子供たちとの生活もそこで営まれているために、それらに関わる資料が比較的まとまっているという性格をもつ。
- ・近世武家文化や鹿児島藩における藩領社会の有り様をみていく上で大変重要な資料。

そもそも鹿児島藩において、藩主島津家の一門や重臣の家に伝世した史料のなかで、都城島津家ほどの量と質を備えたものは、現在のところ他にありません。鹿児島藩の政治・文化をみていくうえで、重要な史料であることがうかがえます。

②史料にみる都城島津家の武備え

【18 代島津久理の覚書】

延宝 6 年（1678）に出された 18 代島津久理の覚書には、次のように記されていました。

この節兵具所が軍役をとくと検分したところ、前代より在来する道具であるため、損傷または不用の武具があることがわかった。都城島津家としては、所領に応じた軍役道具が無くては叶わないことである。兵用の具足並びに弓・鎗・鉄砲その外諸道具がどれ程あれば、所領高に応じているのかと詮議を極め、現在ある道具に、不足がどれ程あるかと吟味し、年々に不足する分については手廻し能く仕置して武具を召し置くべきである。もっとも損傷した道具は当地にて拵えが可能である物と兵具奉行より役所へ申し出、油断無く調えること。新しく製作する道具は、前以って何をどれ程製作して勝手能くなるか相談して上申すべし。そうして、下り次第に員数を済ませ、品々何時も記して置くべし。兵具奉行交替のとき受け取り渡しを済ますまでのうちに、道具の過不足も僉儀しないのは大いにあることなので、改めて役人へ右のことを堅く申し渡すように念を入れるべし。もし僉儀無く大方にしたときは、当役の落度である。付、馬印の件は、毎年七夕に表方へ差し出し、家中の面々が見馴れてしまうようになってほしいので、その件も申し渡しておく。右の趣を堅く守り、油断無く調え置くように。

この史料でみると、江戸前期において、都城島津家が武備えを行う目的は、「公儀に対する軍役を果たすため」であったことがうかがえます。

【藩主島津家久の仰せ】

寛永9年（1632）6月、藩主島津家久が達した書状には、次のようにありました。

（前略）

- ・ 200石より上の衆は、具足並びに馬具を用意する家臣のリストを提出すべき。
しっかりした検査官が書記すること。
- ・ 他国の武士は、普請方の準備や急な軍役人数負荷の準備で入用になることをふまえ、具足や馬具を早め早めに必要な人数を普段から油断無く心懸けておくこと。

家内では形どおり知行を取っている衆も、朝夕の食事を女房衆が準備し膳にするといった有様であるが、国（藩）に関しては、具足馬具を要する人数の用意は無く、その身、その分限を満たさない状況であって、家内の人を数多召抱え、ゆるゆるとしてると聞く。これは町人の作法であって武士の覚悟でないので、是非とも今後はまず軍役のこと優先に考えておくことが大事であること。

これをみると、鹿児島藩では当初、甲冑・馬具をそろえるべき家臣の帳簿を作成していたようです。しかし、当時の鹿児島藩では、そうした甲冑や馬具をそろえるべき人数を把握できておらず、いざ出軍というときには、各家臣は各自の分限（所領に応じた役目）に見合わない有様だったようです。

【道具帳にみる都城島津家当主の考え方】

安永7年御鎧御備 御道具牒は、20代当主島津久茂の頃に作成されたものと考えられます。この帳簿に、久茂の命により新規に製作した鎧及び部品の記載があります。当主自ら命じて新規製作をするということから、当主には次の2つの意識があったと思われます。

- ①本来武士は文武の修練に励むべきという、武士としての倫理観を久茂が持っていたこと
- ②18代島津久理の覚書にみえる、「軍役＝島津家家臣としての務め」を果たすことが武士として当たり前であると当主が考えていること、目的の2つに芽生えるものか。

延享2年に作成された御鎧帳には、「御旧例に付き、御鎧並びに御旗・御陣太鼓、御広間へ相備え候」と記されていました。このことから、都城島津家では、年中行事において、家の鎧や御旗、陣太鼓を、家臣等と謁見する場である「御広間」に備えていたことがわかります。武士としての武備えの重要性を、当主自ら家臣たちへ示していたと考えられます。

【武備えの重要性】

宝暦5年（1755）8月15日付け鹿児島藩から出された掟書には次のように記されていました。

武具は、たとえ貧相であっても事欠かないように所持することが大事だと説いています。また過分の知行を有し、数代の恩顧を忘れ、安楽に耽り、妻子の衣類を派手にし、酒宴遊

興に耽り、自己に対する驕りに身体をすり減らすのは「不勤の至り」であり、「国家の費」でしかないとしています。武士は本来武を備え、質素にすべきと藩が示しているのです。

(前略)

一 武具馬具等は分限相応に調べておくべし、見ためを考え、異様または結構な道具をそろえないこと。粗相であつても事欠かないことを專一に考え所持しなさい。そのような心掛け無く、過分の知行を領し、数代の恩顧を忘れ、身の安樂に耽り、妻子以下の衣類を派手にしたり、酒宴・遊興に興じ、内証の驕り身をすり減らしている者は不勤の至りだ。もっとも小身であっても、分限に依じてその心得を持つべきであり、自己の身持ちが逼迫し、奉公を勤められなくなる者はどうしようもないことなので、常々儉約すべし。

(後略)

【刀装具】

都城島津家に伝わった刀剣用の小道具類です。

鐔は刃部と茎の境目に付されるもので、本来持ち手を保護する役割があるとされています。

小柄は、日本刀の鞘に付属する小刀の柄または小刀そのもののことです。竹を削るなどの細工用として使われました。

戦がなくなった江戸時代、武士特有の持ち物であった刀は、次第にそのデザイン性も重視され、精巧で鮮やかな細工が施されるようになっていきました

た。刀装具といわれるこうした付属品は、今やそれだけで美術工芸品としての高い価値をもつ逸品となっています。

28 ^{くもずつば}雲図鐔 1枚 長径 7.3 江戸

29 ^{くもずつば}雲図鐔 1枚 長径 7.8 江戸

雲図鐔は赤銅製で、生き生きとした雲の図を毛彫りでデザインしています。毛彫りとは、先が尖った鑿で細かい線を刻んで文様をかたどる技法です。縁は金でかたどっています。

30 ^{てつじちどりすかしづつば}鉄地千鳥透図鐔 1枚 長径 8.4 江戸

31 ^{しんちゆうほてい に から こずつば}真鍮布袋二唐子図鐔 1枚 長径 7.3 江戸

32 ^{てつじじゅうよんせいづつば}鉄地十四星図鐔 1枚 長径 8.6 江戸

33 ^{てつじかげろろづつば}鉄地蜻蛉図鐔 1枚 長径 8.4 江戸

34 ^{なみにちどりずこづか}波二千鳥図小柄 1本 長 9.8 江戸

35 ^{まるじゅうじもんこづか}丸に十字紋小柄 1本 長 9.6 江戸

36 ^{たいほうずこづか}大砲図小柄 1本 長 9.6 江戸

この小柄には大砲を引く様子がモチーフとして描かれています。大砲は戦国期に西洋より伝わり、砲術が広まった江戸期以後盛んに使用されるようになりました。これには、大きな台車付砲を7人の引き手が引っ張り、先に立った1人が引く音頭をとる面白い構図が描かれています。武士の鍛錬の1コマを切り取った興味深い史料です。

37 ^{ふじさんずこづか}富士山図小柄 1本 長 9.6 江戸

38 ^{こがたな めいほうきのかみたいらの あそんまさよし}小刀 銘伯耆守平朝臣正幸 3本 江戸



3 幕末における武への意識

①欧米列強の接近にともなう武に対する意識の変化

欧米列強の日本列島への接近は、18世紀中頃から頻繁になり、19世紀にはいると、さらに多くの国からの接近を受けるようになっていきます。こうした脅威をうけて、幕府は欧米列強の来航を阻むため、沿岸警備を大名に命じたり、文政8年(1825)に異国船打払令を出すといった、強硬手段をとりました。こうしたなかで、武士に限らず、日本列島に住む多くの人の間に、日本を守るために列強を打ち払うべきという攘夷思想が形成されていきます。

この攘夷思想によって、武備えに対する考え方に変化がみられます。これまでは自己の家や主君たる大名家を守り、武士身分としての立場を鑑みるという武士道的な精神であったものが、日本を守るために武士として何をすべきかを自他に問い始めるようになります。この考え方の変化が武具にも現れていくのです。

②都城島津家における武備えの変化～鉄砲帳に注目して～

【鉄砲数の増加】

史料名	鉄砲総数	内 訳	
		口径 10 匁以下	10 匁以上・その他
安永 7 年 (1778) 帳	128 挺	113 挺	15 挺
安政 5 年 (1858) 帳	181 挺	128 挺	8 挺
文久 2 年 (1862) 帳	508 挺	不 明	

▲安政5年時は、安永7年時から約1.4倍に増加。

▲文久2年時は安政5年時から約2.8倍に増加。

【安政～文久における鉄砲の改造】

幕末、薩摩藩は西洋式銃を大量に購入し、武器配備の総替を敢行しました。しかしながらその一方で、藩内では火縄銃の西洋式点火方式への改造も行っていたようです。改造は、従来の「火縄式」から「ピストン式」への転換でした。その実物が都城島津家に伝世した銃として残っています。

こうした改造は鉄砲帳にもみることができます。安政5年帳には、181挺のうちピストン式が3挺(新調1、改造2)ありました。そして文久2年帳には、508挺のうちピストン銃は改造・新調合わせて43挺(うち新調は5)もみることができました。

このように、幕末には、武士が目指していたあるべき姿のなかの武備えというよりは、救国の精神に基づく、近代化も含めた武備えに変化していったといえるでしょう。

39 てっせんまきえくらあぶみ 鉄線蒔絵鞍 1組 前輪 27.1 後輪 26.3 江戸

鞍と鐙は馬に乗る際に必要だった道具です。

この馬具に描かれている鉄線(キンポウゲ科のつる植物)は、外国から伝来した植物で、その時期は室町時代とも、江戸時代中頃ともいわれています。

この鉄線は夏の花で、白や紫の鮮やかな花をつけますが、その名のとおり、かずら蔓が鉄のように硬く、よく絡みつくのが特徴です。そうした優雅さと強靭さが、吉事がずっと続き、子孫繁栄を表すとされ、衣裳やこうした武具のデザインとして好まれたようです。

都城島津家に伝わったこの鞍には、金梨色の下地に余すことなく描かれた鉄線が、鞍の内側にまではみ出しており、鉄線の生命力の強さを感じ取ることができます。

馬具にデザインすることで家の繁栄を願った都城島津家の思いをうかがうことのできる貴重な史料です。



40 ^{かいも まきえくら} 貝藻蒔絵鞍 1背 前輪 26.4 後輪 25.2 江戸初期

江戸初期に製作された鞍（馬具）です。

江戸の鞍師である井関次郎右衛門によって製作されたもので、居木裏に製作者である井関次郎左衛門の花押（サイン）と、万治2年（1659）極（12）月吉日の製作年月日が刻まれています。金梨地に貝や藻などを高蒔絵で立体的なデザインになっています。年代としては16代領主北郷久定の時期にあたります。



この鞍は前輪の高蒔絵部分等各所^{けいねん}で経年の劣化である漆の割れや剥がれがありましたが、近年の修復によって、以後の劣化に対する不安をなくしました。また体裁も原状に近い形に見事に戻り、往時を想起させる状態になっています。

41 ^{まる じゅうじ もんくら} 丸に十字紋鞍 1組 前輪 26.3 後輪 26.3 江戸前期

江戸前期に製作された鞍（馬具）です。黒色の漆を塗り、前後に「丸に十字紋」を金蒔絵^すで据えています。製作者のサインと「貞享二年（1685）九月吉日」の製作年が墨で書かれています。



都城島津家 19代当主・島津久龍^{ひさたつ}は、元服するにあたって貞享2年冬に藩へ申請を行っています。この申請は島津綱貴^{つなたか}へ通達されたうえで、翌年10月、藩主光久の下向を待って鹿兒島城において元服の式典が行われ、忠置^{ただおき}と名乗りました。貞享2年銘が記されているこの鞍は、この久龍の元服を記念して製作したものかもしれません。

42 ^{きんの しまきえき あぶみ} 金熨斗蒔絵木鐙 1双 総長 24.4 江戸中期

鐙は、馬に騎乗する際に足を置くためのものです。主体は木で、周囲に鉄製の枠が付されています。黒漆が塗られ、正面に金地で「違い熨斗紋^{の しもん}」がデザインされています。

古来から、縁起物として祝事に使用される熨斗は、ア



ワビの肉を薄く剥いで乾燥させたものがデザインされています。その起源は、「のし」の言葉が延長を意味し、これがひいては末永く発展することに通じるとされたことによります。

4 3 刀 無銘^{のりしげ} (則重) 1口 長 87.6 鎌倉末期

日本刀は、刀工による「折り返し鍛錬」と呼ばれる鉄の鍛え方や刀身に「焼入れ」という作業を行うことで、地鉄^{じがね}の模様^{きた} (鍛え肌) や刃の模様^{はもん} (刃文) が生まれます。そのため、流派や刀工個人の技術によって様々な模様が存在します。また、その模様によって流派や刀工がわかり、作成時期や生産地のおおよそを知ることができます。



この刀は、鎌倉時代末期の越中国^{えっちゅうのくに} 呉服郷^{ごふくごう} (現在の富山県富山市五福) の刀工である則重が製作したものです。本来は太刀として製作されましたが、わずかに磨り上げられている (刀身を短くしている) とみられ、無銘 (銘が刻まれていない) です。地鉄には、「松皮肌」と呼ばれる則重特有の鍛え肌をみることができます。松皮肌とは、地鉄がやや肌目が目立ち、鍛え肌がゴツゴツした松の皮のように幾重にも重なって見える模様のことをいいます。

早水神社に奉納されたこの刀は、鎌倉末期における刀剣芸術の粋を垣間見ることができる貴重な資料であるといえます。

4 4 寛政8年^{かんせい} 御腰物帳^{おこしものちよう} 3冊 タテ 28.2 ヨコ 20.0 江戸後期



寛政8年 (1796)、都城島津家で所有していた刀剣及び刀装具類について、1点1点をチェックし帳簿化したものです。全3冊あります。長ものか脇指の別や、長さ、作者銘の有無、つば^{つば}や縁^{ふち}のデザイン、目貫^{めぬき}やこづか^{こづか}、せっぱ^{せっぱ}やはばき^{はばき}、小柄、切羽や鋸の仕様等が記されており、詳細に調査されたことがみてとれます。18代久理の書状にあったように、武士の象徴である武具の管理は重要な業務だったことがわかります。

4 5 兵具所御武器帳写^{ひょうぐしょおぶきちよううつし} 延享2年^{えんきやう} 1冊 タテ 27.2 ヨコ 20.2 江戸中期

文政11年 (1828) 8月に作成された都城島津家の武具にかかる帳簿です。物頭座^{ものがしらざ}が管理していた延享2年 (1745) の帳簿を書写し、その書写本を御納戸方^{おなんどがた}が保管していました。この帳簿には、鎧、陣羽織、具足下、弓から旗指物に至るあらゆる武具が台帳化され記載されています。各々は部品ごとに項目立てて、詳細に特徴が記載されています。

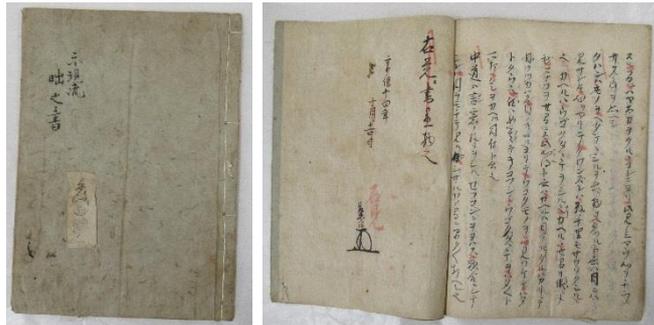


46 示現流咄之書 1冊 タテ 25.8 ヨコ 18.5 江戸中期

示現流は薩摩藩を中心に伝わった剣術の流派です。始祖は薩摩藩士であった東郷重位とうごうしげかたという人です。一振り目から勝負のすべてを賭けて振り下ろす、先手必勝の鋭い斬撃が特徴です。都城島津家の歴代領主もこの流派を学び、免許を受けています。

この書は、この流派が誕生し伝世した経緯について諸事記載しているものです。巻末に享保 14 年

(1729) 10 月吉日の日付けと石見藤原久珍いわみふじわらひさたかの書名及び花押があります。前文もこの書名と同じ文字で記されていることから、この書は、20 代島津久茂による自写本と考えられます。



4 都城島津家家範に記された、伝世する武備えの意識

明治、大正以降の都城島津家にとって、武具の伝世は必須の課題であったようです。

【大正元年（1912）12月12日制定 都城島津家家範にみる意識】

第十條 財産ヲ別テ左ノ三種トス

一、甲種財産 家宝タル刀剣武器書画文具古金銀古器物珠玉其他ノ貴重品類

第十三條 甲種財産ハ目録ヲ調製シ永久鄭重ニ保管スヘシ

第 10 条において島津家の財産を甲乙丙三種の財産に分類・管理するとし、第一に刀剣・書画等の家宝を挙げています。

第 13 条では、家宝の目録を整備し「永久鄭重」に保管すべきとうたっています。

【大正 12 年 5 月改正 都城島津家家則にみる意識】

第二條の一 家扶家従ハ家令ノ指揮ヲ受ケ左ノ事務ニ従事ス 但執務ノ便宜上分担ヲ定ムルコトヲ得ハ、宝剣武器書画文具等家具什器ノ管理

第五條 家職ハ毎年夏季ニ際シ家譜古文書甲冑鞍具書籍ノ曝チ及刀剣銃器等ノ手入ヲナスヘシ

第六條 家職ハ家宝什器其他ノ財産目録正副二通ヲ作り正本ヲ東京邸ニ副本ヲ都城邸ニ備ヘ置クヘシ

第七條 財產品目中ノ家宝什器及其他ノ財産ニ増減変動アリタル時ハ其都度家職立会ヒ其ノ種類ノ部ニ記入又削除シ其ノ年月日及事由ヲ附記シ家令検印ノ上戸主ノ閲覽ニ供スヘシ

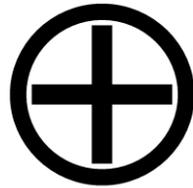
第 2 条の 1 では、島津邸の邸員は、邸長の指示のもと、武具・書画等の管理を行うこと、第 5 条では、毎年夏の時期に家譜・古文書・甲冑馬具等の虫干作業や刀剣・銃器等の手入れ（油付け）を行うこと、第 6 条では、家宝の目録について正・副 2 冊作成し正本を東京邸、副本を都城邸、各々で保管すること、第 7 条では、家宝の増減等があった時にはその都度邸員立会いのもと、目録に記入もしくは削除して、その年月日及びその理由を付記したうえで家令の検印を受け、当主の閲覽に供することが記されています。近代にいたって、こうした武具を保存管理していくべきことを謳っています。武備えはこうして近代に引きつがれたといえます。

令和2～3年度 都城島津伝承館春季収蔵史料展 展示史料一覧

後期:5月15日(土)～6月27日(日)

章	No.	史料名	展示期間	員数	寸法(H)	寸法(W)	寸法(D)	時代	備考
総論展示									
	1	河童之手足	後	1組	4.0 4.0	8.2 14.5		江戸	
	2	河童前之図・後之図	後	1枚	27.4	39.8		江戸	
	3	浄性院像(レプリカ)	全	1幅				江戸前期	
	4	祝吉御所旧跡碑模型	全	1台				昭和	
	5	島津久倫 石印	全	3個				江戸後期	
	6	島津久統 石印	全	10個				江戸後期	
	7	短刀(無銘 貞宗)	全	1口	刃長40.0			鎌倉	
	9	都城島津家鹿児島屋敷図パネル	全	1枚				江戸前期	
	I 中世の都城と島津氏								
第2展示室	10	古江村薩摩迫御殿旧跡之図	後	1舗	50.0	66.5		江戸後期	
	11	梶山城之図写	後	1舗	35.7	46.0		江戸後期	
	12	島津元久知行宛行状写(菱刈文書)	後	1通				江戸前期	
	13	島津久哲書状(永井文書)	後	1通	16.6	65.1		室町	
	14	天正15年禁制(大隅国)写(菱刈文書)	後	1通				安土桃山	
	15	庄内之乱諸城図パネル	全	1枚				江戸前期	
	16	衾寝重長像(永田家資料)	後	1幅	75.2	37.7		安土桃山	
II 鹿児島藩と都城									
	17	島津光久仰出御書付写	後	1通	35.4	137.1		江戸前期	
	18	徳川二十将図	後	1幅	127.5	53.5		江戸	
	19	島津筑後久茂書状	後	1通	37.6	52.3		江戸中期	
	20	長城山龍峯禅寺御当家御廟図	後	1通	28.1	40.0		江戸後期	
	21	庄内地理志 卷七十二	後	2冊	25.3	17.0		江戸後期	修理後
	22	庄内地理志 卷七十四	後	2冊	26.0	17.0		江戸後期	修理後
	23	志布志他領画図	後	1舗	131.6	94.6		江戸後期	
III 明治維新と都城									
IV 「武」がしめすものー都城島津家の武器調度にみる「武」ー									
第3展示室	24	島津久直像	後	1幅	95.7	43.7		江戸	
	25	練革黒漆塗紫系威鳩胸二枚胴具足	後	1領	前胴高35.0	胴高40.0		江戸後期	
	26	金梨地丸に十字紋蒔絵太刀拵	後	1口	総長124.5			江戸中後期	
	27	胴丸具足残欠(焼損品)	後	1式	—	—	—	安土桃山	
	28	都城領主島津忠顕仰出御書付	後	1通	37.6	157.2			
	29	雲図鐔	全	1枚	長径7.3			江戸	
	30	雲図鐔	全	1枚	長径7.8			江戸	
	31	鉄地千鳥透図鐔	全	1枚	長径8.4			江戸	
	32	真鍮布袋二唐子図鐔	全	1枚	長径7.3			江戸	
	33	鉄地十四星図鐔	全	1枚	長径8.6			江戸	
	34	鉄地蜻蛉図鐔	全	1枚	長径8.4			江戸	
	35	波二千鳥図小柄	全	1本	長9.8			江戸	
	36	丸に十字紋小柄	全	1本	長9.6			江戸	
	37	大砲図小柄	全	1本	長9.6			江戸後期	
	38	富士山図小柄	全	1本	長9.6			江戸	
39	小刀(銘 伯耆守平朝臣正幸)	全	3本				江戸後期		
第4展示室	40	鉄線蒔絵鞍鐙	後	1組	前輪27.1	後輪26.3		江戸	
	41	貝藻蒔絵鞍	後	1背	前輪26.4	後輪25.2		江戸初期	
	42	丸に十字紋鞍	後	1背	前輪24.7	後輪22.1		江戸前期	
	43	金熨斗蒔絵木鐙	後	1双	総長24.4			不詳	
	44	刀 無銘(則重)	後	1口	長87.6			鎌倉末期	
	45	寛政八年 御腰物帳	後	3冊	28.2	20.0		江戸後期	
	46	兵具所御武器帳写 延享2年	後	1冊	27.2	20.2		江戸中期	
	47	示現流咄之書	後	1冊	25.8	18.5		江戸中期	

網掛け箇所が展示替えした史料



都城島津邸
Miyakonojo Shimazu Residence